



山形県公報

令和3年5月7日(金)
第202号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(子ども保育支援課) ……471
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……472
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村整備課) ……473
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……474
- 同……………(同) ……478
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……481
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……482
- 開発行為に関する工事の完了……………(庄内総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……同
- 山形県生涯学習センターの利用料金……………(教育庁) ……同

### 公 告

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定手続開始の決定……………(県土利用政策課) ……486
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……489
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……492
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……495

## 告 示

### 山形県告示第425号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会  
(2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 山形県告示第426号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276番地の13
- 3 認可年月日  
令和3年4月23日

**山形県告示第427号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、月光川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 石 垣 敏 勝 | 飽海郡遊佐町野沢字下ク子添52番地 |
| 同        | 榑 原 一 男 | 同 小原田字平岡4番地       |
| 同        | 高 橋 昭 二 | 同 当山字中田浦3番地       |
| 同        | 村 上 匡   | 同 吉出字奥屋3番地        |
| 同        | 佐 藤 秀 一 | 同 菅里字菅野42番地の26    |
| 同        | 堀 秀 徳   | 同 白井新田字岩野39番地     |
| 同        | 真 嶋 慎 一 | 同 庄泉字開元33番地       |
| 監 事      | 高 橋 秀 志 | 同 北目字丸子91番地       |
| 同        | 真 嶋 一   | 同 庄泉字宮ノ下22番地      |
| 同        | 菅 原 雄 蔵 | 同 野沢字舞台33番地       |

**山形県告示第428号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、月光川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 石 垣 敏 勝 | 飽海郡遊佐町野沢字下ク子添52番地 |
| 同        | 榑 原 一 男 | 同 小原田字平岡4番地       |
| 同        | 高 橋 昭 二 | 同 当山字中田浦3番地       |

|     |         |   |              |
|-----|---------|---|--------------|
| 同   | 村 上 匡   | 同 | 吉出字奥屋3番地     |
| 同   | 佐 藤 秀 一 | 同 | 菅里字菅野42番地の26 |
| 同   | 堀 秀 徳   | 同 | 白井新田字岩野39番地  |
| 同   | 真 嶋 慎 一 | 同 | 庄泉字開元33番地    |
| 監 事 | 高 橋 秀 志 | 同 | 北目字丸子91番地    |
| 同   | 真 嶋 一   | 同 | 庄泉字宮ノ下22番地   |
| 同   | 菅 原 雄 蔵 | 同 | 野沢字舞台33番地    |

山形県告示第429号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地              |
|-----------------------|----------------|----------------------------|
| 山 形 市                 | 122者           | 山形市才津31番1ほか414筆            |
| 上 山 市                 | 10者            | 上山市牧野字十二神380番1ほか24筆        |
| 天 童 市                 | 1者             | 天童市大字清池字石名田844番1ほか5筆       |
| 山 辺 町                 | 5者             | 東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段6159番ほか16筆  |
| 中 山 町                 | 6者             | 東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦3281番ほか25筆 |
| 寒河江市                  | 58者            | 寒河江市大字柴橋字金谷2708番ほか363筆     |
| 河 北 町                 | 23者            | 西村山郡河北町字造山258番ほか130筆       |
| 西 川 町                 | 9者             | 西村山郡西川町大字沼山字大沼1796番1ほか53筆  |
| 朝 日 町                 | 8者             | 西村山郡朝日町大字松程字沖野々540番1ほか17筆  |
| 大 江 町                 | 22者            | 西村山郡大江町大字左沢字並松1811番1ほか61筆  |
| 村 山 市                 | 3者             | 村山市大字西郷字中田北426番2ほか13筆      |
| 東 根 市                 | 16者            | 東根市大字荷口字上新田1297番1ほか99筆     |

|       |      |                             |
|-------|------|-----------------------------|
| 尾花沢市  | 14者  | 尾花沢市大字荻袋字下本田2343番ほか128筆     |
| 新 庄 市 | 1者   | 新庄市大字本合海字トコロ沢4015番ほか4筆      |
| 最 上 町 | 2者   | 最上郡最上町大字富沢字本屋敷4983番ほか8筆     |
| 舟 形 町 | 8者   | 最上郡舟形町長沢字関田8245番ほか93筆       |
| 大 蔵 村 | 2者   | 最上郡大蔵村大字赤松字中島383番1ほか4筆      |
| 鮭 川 村 | 3者   | 最上郡鮭川村大字庭月字皆楽瀬5245番ほか26筆    |
| 戸 沢 村 | 1者   | 最上郡戸沢村大字神田字向濁沢554番ほか9筆      |
| 米 沢 市 | 4者   | 米沢市大字李山字宮ノ前南6054番ほか24筆      |
| 南 陽 市 | 16者  | 南陽市鍋田字大野1632番ほか132筆         |
| 高 島 町 | 7者   | 東置賜郡高島町大字小其塚字前田3533番ほか113筆  |
| 小 国 町 | 2者   | 西置賜郡小国町大字小渡字小渡1043番ほか20筆    |
| 白 鷹 町 | 8者   | 西置賜郡白鷹町大字広野字観音通2714番ほか119筆  |
| 飯 豊 町 | 4者   | 西置賜郡飯豊町大字椿字鴨川原北584番ほか9筆     |
| 鶴 岡 市 | 116者 | 鶴岡市八色木字土井ノ内73番ほか671筆        |
| 三 川 町 | 15者  | 東田川郡三川町大字猪子字和田庫127番1ほか84筆   |
| 庄 内 町 | 133者 | 東田川郡庄内町廿六木字三百地63番1ほか1, 213筆 |
| 遊 佐 町 | 2者   | 飽海郡遊佐町野沢字清四新田12番ほか16筆       |

2 認可年月日  
令和3年4月27日

**山形県告示第430号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所、酒田市役所及び庄内町役場の掲示場に掲示した。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字沢野内48番
- (2) 森林所有者の氏名  
阿部治平
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字沢野内48番  
(2) 森林所有者の氏名  
石井伊作  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字沢野内48番  
(2) 森林所有者の氏名  
石井善治  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字沢野内48番  
(2) 森林所有者の氏名  
加藤伊作  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字沢野内48番  
(2) 森林所有者の氏名  
加藤與藏  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字沢野内48番  
(2) 森林所有者の氏名  
仲鉢豊作  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字桂沢61番17  
(2) 森林所有者の氏名  
阿部正良  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字桂沢119番  
(2) 森林所有者の氏名  
阿部與惣吉  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字桂沢119番1、122番地1、124番  
(2) 森林所有者の氏名  
花長井石藏  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市山谷字堤廻68番

- (2) 森林所有者の氏名  
阿部末
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市山谷字堤廻76番
- (2) 森林所有者の氏名  
小野光子
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
庄内町肝煎字大越山16番3
- (2) 森林所有者の氏名  
門脇茂
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
庄内町肝煎字大越山16番3
- (2) 森林所有者の氏名  
齋藤梅吉
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
庄内町肝煎字大越山16番3
- (2) 森林所有者の氏名  
齋藤治郎作
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
庄内町肝煎字大越山16番3
- (2) 森林所有者の氏名  
齋藤仁助
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
庄内町肝煎字大越山16番3
- (2) 森林所有者の氏名  
長南重太郎
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
庄内町肝煎字大越山16番3
- (2) 森林所有者の氏名  
山内幸太
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
庄内町肝煎字大越山16番3、54番1、54番2、54番4
- (2) 森林所有者の氏名  
齋藤伊七

- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
庄内町肝煎字大越山54番1、54番2、54番4  
(2) 森林所有者の氏名  
齋藤仁一  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市松根字大滝山2番1  
(2) 森林所有者の氏名  
五十嵐みつの  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市松根字大滝山61番2  
(2) 森林所有者の氏名  
平藤与左エ門  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市板井川字勝地1番11、1番128  
(2) 森林所有者の氏名  
澤田龍二  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市板井川字勝地1番35、1番39  
(2) 森林所有者の氏名  
安斉鉄  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市板井川字勝地1番42  
(2) 森林所有者の氏名  
小池正夫  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市板井川字勝地1番57  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤繁  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市板井川字勝地1番84  
(2) 森林所有者の氏名  
五十嵐悟志  
(3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

- 27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市板井川字勝地1番85
- (2) 森林所有者の氏名  
鈴木ふじ
- (3) 通知の要旨  
令和2年11月17日付け農林水産省告示第2251号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

**山形県告示第431号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を酒田市役所の掲示場に掲示した。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市小林字天入坊沢35番、41番1、50番45
- (2) 森林所有者の氏名  
荒木富蔵
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市小林字天入坊沢40番1
- (2) 森林所有者の氏名  
工藤藤作
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市楯山字北山72番3
- (2) 森林所有者の氏名  
石黒初美
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市西坂本字村上50番7
- (2) 森林所有者の氏名  
石黒一美
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字沢野内18番1、18番2
- (2) 森林所有者の氏名  
仲鉢豊作
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字沢野内39番、63番
- (2) 森林所有者の氏名  
加藤作治
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所



- 酒田市田沢字大沢18番1、18番2、18番3、52番2、54番1、55番、57番、59番1
- (2) 森林所有者の氏名  
新楯ツエ子
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字別当坂7番
- (2) 森林所有者の氏名  
相良助作
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市中野俣字川代87番1
- (2) 森林所有者の氏名  
佐藤三治
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字後ロ山77番86
- (2) 森林所有者の氏名  
阿彦与一
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字後ロ山77番86
- (2) 森林所有者の氏名  
阿部邦藏
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字後ロ山77番86
- (2) 森林所有者の氏名  
阿部与惣吉
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字後ロ山77番86
- (2) 森林所有者の氏名  
荒尾吉藏
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字後ロ山77番86
- (2) 森林所有者の氏名  
花長井きくよ
- (3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字鹿島山121番36
- (2) 森林所有者の氏名

浅井兵一郎

(3) 通知の要旨

令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市田沢字荒町95番

(2) 森林所有者の氏名

石井昭治

(3) 通知の要旨

令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市田沢字荒町95番

(2) 森林所有者の氏名

石川一吉

(3) 通知の要旨

令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市田沢字荒町95番

(2) 森林所有者の氏名

石川知也

(3) 通知の要旨

令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市田沢字荒町95番

(2) 森林所有者の氏名

石川芳生

(3) 通知の要旨

令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市田沢字荒町95番

(2) 森林所有者の氏名

石川與雄

(3) 通知の要旨

令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市田沢字荒町95番

(2) 森林所有者の氏名

伊藤孝

(3) 通知の要旨

令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市田沢字荒町95番

(2) 森林所有者の氏名

小野寺直義

(3) 通知の要旨

令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市田沢字荒町95番

(2) 森林所有者の氏名

後藤正四郎

(3) 通知の要旨

- 令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字荒町95番  
(2) 森林所有者の氏名  
後藤充  
(3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字荒町95番  
(2) 森林所有者の氏名  
荘司兵蔵  
(3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字荒町95番  
(2) 森林所有者の氏名  
土田千佳  
(3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字荒町95番  
(2) 森林所有者の氏名  
久松嶺夫  
(3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 28 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字荒町95番  
(2) 森林所有者の氏名  
松本正夫  
(3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 29 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市田沢字荒町95番  
(2) 森林所有者の氏名  
八島聰  
(3) 通知の要旨  
令和2年12月2日付け農林水産省告示第2339号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

#### 山形県告示第432号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同法第87条第2項において準用する同法第48条第6項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 令和3年5月11日（火） 午後2時から
- 2 場 所 天童市大字清池151番地1  
天童市立高揃公民館集会室
- 3 申請者 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
コスモ石油プロパティサービス株式会社 代表取締役 新村 正晴
- 4 建築物の計画 山形広域都市計画区域内の第二種住居地域である天童市芳賀タウン南三丁目地内でのガソリンスタンドの倉庫及びオートサービスルームから自動車修理工場への用途変更（鉄骨造平屋建て、

延べ面積308.00平方メートル)

**山形県告示第433号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第201号
- 2 指定の場所 東根市神町東一丁目5925番9の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 89.66メートル
- 4 指定年月日 令和3年4月23日

**山形県告示第434号**

次の開発行為は、完了した。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年3月5日 指令庄総建第52号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴201番3、201番5、201番6、202番、204番1、204番10、201番1の一部、201番4の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地 遊佐町長 時田 博機

**山形県告示第435号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人                  |             | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|-------------------------|-------------|------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名               | 所在地         |            |             |
| 長井市職員労働組合売店<br>代表 福田 裕行 | 長井市ままの上5番1号 | 同 左        | 令和 3. 4. 30 |

**山形県告示第436号**

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 名 称                                         |             | 利 用 料 金 の 額           |                    |                       |          |
|---------------------------------------------|-------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|----------|
|                                             |             | 午前9時から午後<br>0時30分までの間 | 午後1時から午後<br>5時までの間 | 午後5時30分から<br>午後9時までの間 | 左記の時間帯全て |
| センター<br>（山形県<br>緑町庭園<br>文化学習<br>施設を除<br>く。） | ホール         | 6,270円                | 8,960円             | 9,400円                | 24,630円  |
|                                             | 第1研修室       | 2,670円                | 3,820円             | 4,010円                | 9,450円   |
|                                             | 第2研修室       | 1,470円                | 2,110円             | 2,210円                | 5,210円   |
|                                             | 第3研修室       | 1,420円                | 2,030円             | 2,130円                | 5,020円   |
|                                             | 第4研修室       | 800円                  | 1,150円             | 1,200円                | 2,830円   |
|                                             | 第5研修室       | 520円                  | 750円               | 780円                  | 1,840円   |
|                                             | 第6研修室       | 510円                  | 740円               | 770円                  | 1,810円   |
| センター<br>（山形県<br>緑町庭園<br>文化学習<br>施設に限<br>る。） | 和室研修室       | 1,190円                | 1,700円             | 1,780円                | 4,200円   |
|                                             | 多目的ホール      | 1,220円                | 1,750円             | 1,830円                | 4,320円   |
|                                             | 分館和室研修<br>室 | 1,170円                | 1,680円             | 1,760円                | 4,140円   |

## 備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合であって指定管理者が必要があると認めて使用するときの利用料金の額は、次のとおりとする。

| 名 称                     |         | 1時間当たりの利用料金の額  |                   |
|-------------------------|---------|----------------|-------------------|
|                         |         | 午後1時から午後5時までの間 | 午後5時30分から午後9時までの間 |
| センター（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。） | 第1研修室   | 950円           | 1,140円            |
|                         | 第2研修室   | 520円           | 630円              |
|                         | 第3研修室   | 500円           | 600円              |
|                         | 第4研修室   | 280円           | 340円              |
|                         | 第5研修室   | 180円           | 220円              |
|                         | 第6研修室   | 180円           | 220円              |
|                         | 和室研修室   | 420円           | 500円              |
| センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。） | 多目的ホール  | 430円           | 520円              |
|                         | 分館和室研修室 | 420円           | 500円              |

(2) 附属設備

| 区分     | 設備名            | 単位 | 利用料金の額 |
|--------|----------------|----|--------|
| 舞台設備   | ピアノ            | 1台 | 3,410円 |
|        | 演壇             | 一式 | 410円   |
|        | 司会者用演壇         | 1台 | 200円   |
|        | びょうぶ           | 1双 | 1,040円 |
|        | 所作台            | 1台 | 200円   |
|        | 平台             | 1台 | 100円   |
|        | 毛せん            | 1枚 | 100円   |
|        | 上敷ござ           | 1枚 | 100円   |
|        | 地がすり           | 1張 | 310円   |
|        | 指揮台            | 1台 | 100円   |
|        | 譜面台            | 1台 | 100円   |
| 舞台照明設備 | 第1ボーダーライト      | 1列 | 510円   |
|        | 第2ボーダーライト      | 1列 | 510円   |
|        | シーリングライト       | 1列 | 1,040円 |
|        | アッパーホリゾンライト    | 1列 | 740円   |
|        | ローアホリゾンライト     | 1列 | 740円   |
|        | 第1サスペンションライト   | 1列 | 1,040円 |
|        | 第2サスペンションライト   | 1列 | 1,040円 |
|        | スポットライト        | 1台 | 510円   |
|        | フットライト         | 1列 | 310円   |
|        | ステージライト        | 1台 | 150円   |
|        | ミラーボール         | 1台 | 340円   |
| 視聴覚設備  | コンパクトディスクプレーヤー | 一式 | 510円   |

|        |                        |    |         |
|--------|------------------------|----|---------|
|        | レコードプレーヤー              | 一式 | 510円    |
|        | テーブデッキ                 | 一式 | 510円    |
|        | ミニディスクプレーヤー            | 一式 | 510円    |
|        | ビデオプロジェクター             | 一式 | 2,110円  |
|        | データプロジェクター             | 一式 | 770円    |
|        | カラーテレビカメラ              | 1台 | 1,580円  |
|        | 16ミリ映写機（1600ワット）       | 1台 | 2,110円  |
|        | マイクセット（ホール用）           | 一式 | 1,040円  |
|        | マイク（ホール用）              | 1本 | 310円    |
|        | スライド映写機（550ワット）        | 1台 | 1,040円  |
|        | スライド映写機（250ワット）        | 1台 | 840円    |
|        | モニターテレビ（ビデオ付き）         | 一式 | 510円    |
|        | ビデオデッキ                 | 1台 | 310円    |
|        | ディー・ブイ・ディープレーヤー        | 1台 | 310円    |
|        | ブルーレイディスクプレーヤー         | 1台 | 310円    |
|        | オーバーヘッドプロジェクター（575ワット） | 1台 | 1,040円  |
|        | オーバーヘッドプロジェクター（300ワット） | 1台 | 510円    |
|        | ワイヤレスマイクセット            | 一式 | 310円    |
| 同時通訳設備 | 同時通訳設備（ホール用）           | 一式 | 14,700円 |
|        | 受信機                    | 1台 | 100円    |
| 展示設備   | 展示パネル                  | 1枚 | 20円     |
|        | 展示ケース                  | 一式 | 200円    |

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

| 区 分    | 金 額 |
|--------|-----|
| 1時間当たり | 50円 |

(4) 冷暖房使用に係る加算額

| 区 分   | 1時間当たりの金額 |
|-------|-----------|
| ホール   | 660円      |
| 第1研修室 | 260円      |

(5) 駐車場

| 区 分                    | 利用料金の額                  |                                                          |
|------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------|
| 遊学館等の利用者のうち所定の手続きを行った者 | センター等又は県が主催する講座及び研修の参加者 | 講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円  |
|                        | 上記以外の者                  | 遊学館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円 |

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 上記以外の者 | 250円に1時間を超える時間30分までごとに100円を加算した額 |
|--------|----------------------------------|

備考

- 1 この表において「遊学館等」とは、遊学館（山形県生涯学習センター、山形県立図書館及び山形県男女共同参画センターを含む施設をいう。）及び山形県緑町庭園文化学習施設をいう。
- 2 この表において「センター等」とは、山形県生涯学習センター（山形県緑町庭園文化学習施設を含む。）、山形県立図書館及び山形県男女共同参画センターをいう。

2 適用期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

## 公 告

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第30条第1項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用の裁定手続の開始を決定した。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事（酒田みなと～遊佐・山形県飽海郡遊佐町藤崎字日向台地内から同町宮田字長沼地内まで）及びこれに伴う一般国道改築工事

3 裁定手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 飽海郡遊佐町比子字服部興野

| 地 番   | 地 目 |    | 地 積 (㎡) |        | 収用しようとする土地の面積 (㎡) |
|-------|-----|----|---------|--------|-------------------|
|       | 公簿  | 現況 | 公簿      | 実測     |                   |
| 6 番 5 | 畑   | 畑  | 280     | 280.01 | 280.01            |

4 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、次の登記名義人（亡）斎藤松代の法定相続人の全員又は一部の者

- (1) イ 氏名 齊藤昭広  
 ロ 住所 北海道札幌市北区北35条西7丁目1番20-307号
- (2) イ 氏名 松井仁美  
 ロ 住所 大阪府大阪市中央区玉造2丁目15番15号
- (3) イ 氏名 杉田知子  
 ロ 住所 北海道室蘭市幸町9番8-424号
- (4) イ 氏名 矢島勉  
 ロ 住所 北海道虻田郡豊浦町字幸町17番地
- (5) イ 氏名 渋谷五月  
 ロ 住所 佐賀県杵島郡江北町大字上小田2280番地6
- (6) イ 氏名 我孫子正吉  
 ロ 住所 東京都三鷹市下連雀6丁目9番3号
- (7) イ 氏名 中澤千佳  
 ロ 住所 東京都目黒区中町1丁目25番8-405号
- (8) イ 氏名 前田ひとみ  
 ロ 住所 北海道室蘭市香川町96番地
- (9) イ 氏名 我孫子美知子  
 ロ 住所 北海道室蘭市小橋内町1丁目4番1号



- (10) イ 氏名 我孫子菜月  
ロ 住所 東京都渋谷区神宮前2丁目2番39-1507号
- (11) イ 氏名 我孫子日菜  
ロ 住所 東京都世田谷区松原6丁目5番20-304号
- (12) イ 氏名 菅原律子  
ロ 住所 東京都新宿区市谷山伏町2番8-703号
- (13) イ 氏名 池田政信  
ロ 住所 千葉県千葉市稲毛区小中台町501番地
- (14) イ 氏名 熊谷多代子  
ロ 住所 北海道室蘭市白鳥台5丁目19番2号
- (15) イ 氏名 北島よゑ子  
ロ 住所 北海道増毛郡増毛町別荘282番地の3
- (16) イ 氏名 伊藤美和子  
ロ 住所 北海道増毛郡増毛町南島中町1丁目32番地の8
- (17) イ 氏名 北島光弘  
ロ 住所 北海道札幌市西区宮の沢1条2丁目3番24号
- (18) イ 氏名 塚田真由美  
ロ 住所 北海道旭川市永山7条8丁目1番21号
- (19) イ 氏名 北島光紀  
ロ 住所 北海道増毛郡増毛町別荘282番地の3
- (20) イ 氏名 蝦名克久  
ロ 住所 北海道札幌市豊平区月寒中央通11丁目2番27-904号
- (21) イ 氏名 貞弘由実子  
ロ 住所 北海道釧路市文苑1丁目43番17号
- (22) イ 氏名 齋藤チセ子  
ロ 住所 北海道釧路市大楽毛南3丁目4番19号
- (23) イ 氏名 北島敏子  
ロ 住所 北海道増毛郡増毛町別荘176番地の3
- (24) イ 氏名 石岡喜代子  
ロ 住所 北海道江別市東光町99番地の26
- (25) イ 氏名 北島貴志  
ロ 住所 北海道増毛郡増毛町弁天町1丁目4番地の7
- (26) イ 氏名 奥成史子  
ロ 住所 北海道札幌市豊平区福住1条7丁目4番5号
- (27) イ 氏名 北島昭吉  
ロ 住所 北海道増毛郡増毛町別荘94番地
- (28) イ 氏名 北島ルイ子  
ロ 住所 北海道釧路市中鶴野36番4号
- (29) イ 氏名 西山賀子  
ロ 住所 北海道釧路市鶴野東4丁目17番13号
- (30) イ 氏名 畠山浩義  
ロ 住所 千葉県木更津市文京2丁目6番20-304号
- (31) イ 氏名 高橋洋恵  
ロ 住所 千葉県船橋市印内2丁目9番77号
- (32) イ 氏名 中嶋千鶴  
ロ 住所 北海道札幌市南区中ノ沢5丁目4番6号
- (33) イ 氏名 小林壮司  
ロ 住所 北海道厚岸郡厚岸町白浜1丁目163番地
- (34) イ 氏名 小林幸広  
ロ 住所 北海道岩見沢市上幌向北1条3丁目731番地41

- (35) イ 氏名 佐藤由岐子  
    ロ 住所 北海道釧路郡釧路町東陽西2丁目17番地1
- (36) イ 氏名 高杉恵子  
    ロ 住所 北海道札幌市北区新川西4条4丁目13番1号
- (37) イ 氏名 齊藤友枝  
    ロ 住所 北海道札幌市中央区北2条西14丁目1番地1
- (38) イ 氏名 齊藤秀彦  
    ロ 住所 北海道札幌市白石区本通15丁目南3番2-307号
- (39) イ 氏名 小林弘子  
    ロ 住所 北海道稚内市栄3丁目9番4号
- (40) イ 氏名 田原美鈴  
    ロ 住所 新潟県上越市中央5丁目17番11号
- (41) イ 氏名 小林雅也  
    ロ 住所 千葉県松戸市馬橋1464番地の4
- (42) イ 氏名 小林裕也  
    ロ 住所 千葉県市川市塩浜4丁目3番2棟609号
- (43) イ 氏名 小林孔明  
    ロ 住所 千葉県市原市八幡海岸通1932番地26
- (44) イ 氏名 吉田彩香  
    ロ 住所 北海道空知郡南富良野町字幾寅599番地10
- (45) イ 氏名 砂見秀晃  
    ロ 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目17番3号
- (46) イ 氏名 砂見詩織  
    ロ 住所 北海道札幌市豊平区平岸2条3丁目2番1-302号
- (47) イ 氏名 小林邦仁  
    ロ 住所 沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1522番地
- (48) イ 氏名 佐久間美和  
    ロ 住所 千葉県千葉市中央区星久喜町641番地1
- (49) イ 氏名 小笠原幸子  
    ロ 住所 北海道札幌市東区北41条東1丁目1番7-411号
- (50) イ 氏名 新沼綾子  
    ロ 住所 北海道小樽市稲穂5丁目28番9号
- (51) イ 氏名 新沼陽子  
    ロ 住所 北海道小樽市稲穂5丁目28番9号
- (52) イ 氏名 若松弘枝  
    ロ 住所 北海道札幌市中央区南20条西9丁目1番12-102号
- (53) イ 氏名 小林孝弘  
    ロ 住所 千葉県千葉市緑区おゆみ野6丁目33番地48
- (54) イ 氏名 小林修司  
    ロ 住所 千葉県富津市青木四丁目13番地7
- (55) イ 氏名 渡邊モト  
    ロ 住所 北海道稚内市栄2丁目5番6号
- (56) イ 氏名 畠山光子  
    ロ 住所 北海道札幌市中央区南4条東5丁目1番地29
- (57) イ 氏名 小村恵美子  
    ロ 住所 北海道札幌市清田区北野4条2丁目5番5号
- (58) イ 氏名 竹内美喜男  
    ロ 住所 北海道札幌市中央区大通西23丁目2番25-209号
- (59) イ 氏名 竹内当美夫  
    ロ 住所 北海道札幌市東区北12条東11丁目1番7号

- (60) イ 氏名 横輪みづえ  
ロ 住所 北海道札幌市東区北11条東10丁目5番15号
- (61) イ 氏名 三浦栄子  
ロ 住所 北海道札幌市北区篠路7条5丁目4番7号
- (62) イ 氏名 上野明子  
ロ 住所 北海道札幌市北区篠路9条4丁目6番10号
- (63) イ 氏名 畠山和之  
ロ 住所 北海道札幌市中央区南4条東5丁目1番地29
- (64) イ 氏名 畠山佳己  
ロ 住所 北海道札幌市北区篠路7条5丁目4番7号
- (65) イ 氏名 赤池京子  
ロ 住所 北海道札幌市北区篠路6条4丁目2番18号
- (66) イ 氏名 築田晴子  
ロ 住所 北海道札幌市白石区栄通2丁目4番5-302号
- (67) イ 氏名 佐藤金藏  
ロ 住所 不明
- (68) イ 氏名 亡齋藤権吉相続財産  
ロ 住所 不明
- (69) イ 氏名 菅井順子  
ロ 住所 千葉県袖ヶ浦市野里1834番地5
- (70) イ 氏名 白畑静子  
ロ 住所 埼玉県所沢市小手指南6丁目7番地の17
- (71) イ 氏名 山田幸子  
ロ 住所 埼玉県飯能市大字中藤上郷88番地22
- (72) イ 氏名 佐藤実  
ロ 住所 埼玉県所沢市大字山口5232番地の1
- (73) イ 氏名 辻香代子  
ロ 住所 福井県あわら市柿原第42号12番地
- (74) イ 氏名 葛西えち子  
ロ 住所 青森県北津軽郡中泊町大字尾別字小谷214番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁定手続の開始を決定した日  
令和3年4月8日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要          |                                    |                                    |
|------------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート2号棟 | 新庄市金沢1281<br>-1 | 3DK  | 63.5                          | 1    | 一般用 | 16,300<br>円             | 18,800<br>円                        | 21,500<br>円                        | 24,200<br>円                        | 27,700<br>円 | 32,000<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同<br>3号棟         | 同<br>-1         | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 15,200                  | 17,500                             | 20,100                             | 22,600                             | 25,900      | 29,800                             |                                    |
| 同                | 同               | 2LDK | 57.1                          | 1    | 同   | 14,800                  | 17,100                             | 19,600                             | 22,100                             | 25,300      | 29,200                             |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年6月1日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、令和3年6月7日までの消印のあるもの限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

5 入居の時期 令和3年8月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和3年3月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月7日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 森 | 谷 | 仙 | 一 | 郎 |
| 山形県監査委員 | 星 | 川 | 純 | 一 |   |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |   |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 | 乃 |

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年山形県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関19箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関               | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |      |
|---------------------------|-----------|-------------|------|
| 置 賜 食 肉 衛 生 検 査 所         | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| 衛 生 研 究 所                 | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| 工 業 技 術 セ ン タ ー 置 賜 試 験 場 | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| 山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校     | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| 東 桜 学 館 中 学 校             | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| 山 形 中 央 高 等 学 校           | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| 東 桜 学 館 高 等 学 校           | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| 米 沢 工 業 高 等 学 校           | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| ゆ き わ り 養 護 学 校           | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |
| 南 陽 警 察 署                 | 令和3年3月15日 | 小野委員        | 武田委員 |

|          |           |      |       |
|----------|-----------|------|-------|
| 県立博物館    | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 山形南高等学校  | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 霞城学園高等学校 | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 米沢商業高等学校 | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 置賜農業高等学校 | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 南陽高等学校   | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 村山特別支援学校 | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 楯岡特別支援学校 | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 尾花沢警察署   | 令和3年3月15日 | 木村委員 | 海老名委員 |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 山形職業能力開発専門校

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

a 調定手続きが、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件  
土地建物貸付収入（自動販売機設置場所賃貸借料）

調定すべき日 令和2年4月1日

調定日 令和2年7月16日

調定額 106,000円

b 調定手続きが、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 1件  
土地建物使用料（光熱水費等）

調定すべき日 令和2年4月8日

調定日 令和2年5月29日

調定額 592円

ロ 山形中央高等学校

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

収入事務が適切でないものがある。

所属口座に振り込まれた高等学校使用料について、県口座への払い込みが正当な理由もなく相当な期間にわたり遅延しているもの 17件

主な事例は以下のとおり

令和2年4月分

学校口座への振込日 令和2年5月7日

県公金口座への払込日 令和2年7月1日

(ロ) 収入事務が適切でないものがある。

(内容)

入学金の免除申請書の免除権者への進達に、申請書受理日から2箇月を超えているもの 1件

申請書受理日 令和2年4月

申請書進達日 令和2年9月25日

(ハ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に、代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件 合計106,671円

主な事例は以下のとおり

白灯油の購入（令和元年11月分）

検査日 令和元年11月20日

請求書受理日 令和2年4月1日

支払日 令和2年4月10日

支出額 58,080円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に、代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 5件 合計1,149,805円

主な事例は以下のとおり

大型気化式冷風機の購入

検査日 令和2年8月9日

請求書受理日 令和2年11月4日

支払日 令和2年11月18日

支出額 564,300円

(ニ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

奨学のための給付金について、支出時期の目安（8月）から相当な日数が経過してから支出しているもの 40件

主な事例は以下のとおり

支出年月日 令和2年2月10日

(ホ) 随意契約の要件に該当しないものがある。

(内容)

競争入札に付すべきところ、見積合わせによる随意契約を行っているもの 2件

主な事例は以下のとおり

コピー用紙の購入

支出予定金額 1,676,400円

契約年月日 令和2年4月1日

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

### イ 事務事業

(イ) 公金等の管理が適切でないものがある。(米沢工業高等学校)

### ロ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないものがある。(置賜食肉衛生検査所)

(ロ) 諸手当の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のものがある。(山形南高等学校、ゆきわり養護学校)

(ハ) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、給付金の支払通知から相当な日数が経過してから支出しているものがある。(楯岡特別支援学校)



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和3年3月23日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年5月7日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監査対象機関        | 指 摘 事 項                                 | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                        |
|---------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業技術短期大学<br>校 | 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。 | 未収金の入金があった際の取扱いに関する留意事項を失念していたことによるものであり、今後、同様の事例があった場合は、同じ見落としを生じないよう、担当者・確認者間で情報共有の上、複数確認を徹底して再発防止を図る。                                                                         |
| 職員育成センター      | 補助金等の交付事務が適切でないものがある。                   | 複数回合否判定がなされる資格試験において、交付決定者から中途報告がないことにより、交付事務が遅延したものである。<br>そのため、今後は状況が把握できるよう、最初の合否通知までの期間を事業実施期間とすることとし、交付要綱の内容を改正する。<br>合わせて、申請時に事業実施期間の確認のため、試験の概要がわかる書類（要項等）の写しを添付させるものとする。 |
| 山形工業高等学校      | 支出事務が適切でないものがある。                        | 進行管理表を作成して担当者間で進捗状況を確認し、全員でチェックできるようにした。<br>また、副担当者をあらかじめ決めておき、支出の目安時期までにいずれかの担当者が処理を完了するよう体制を整えた。                                                                               |
|               | 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。 | 年度初めに年間の使用許可から収入調定までの一連の事務処理を一覧化したものを職員間で回覧するとともに、変更や随時の使用許可があった場合はその都度、回覧して情報共有することとした。<br>また、副担当者をあらかじめ決めておき、調定すべき日までにいずれかの担当者が処理を完了するよう体制を整えた。                                |

|                |                              |                                                                                               |
|----------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>北村山高等学校</p> | <p>契約の締結又は履行が適切でないものがある。</p> | <p>契約事務の処理状況が一目で確認できるよう、また、執行状況を複数職員で確認することを徹底できるよう「事務執行チェックシート」を作成し、それを活用することで内部確認を強化した。</p> |
|----------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|